

○運転免許(試験により判断する場合以外の場合)

(第84条第1項)

改正 平成26年6月4日 平成28年2月1日
 平成29年3月12日 平成29年9月1日
 令和元年12月1日 令和2年6月30日
 令和5年1月4日 令和5年7月1日
 令和7年3月24日 令和7年4月1日

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第84条第1項
処分の概要	運転免許(試験により判断する場合以外の場合)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会(免許の保留及び仮免許付与については、岡山県警察本部長)
法令の定め	道路交通法第88条(免許の欠格事由)、第90条第1項、第2項及び第13項(免許の拒否等)、第90条の2第1項(大型免許等を受けようとする者の義務)、第96条(受験資格)、第96条の2(受験資格)、第96条の3(受験資格) 道路交通法施行令第32条の7(19歳から大型免許等を受けることができる者)、第32条の8(19歳から中型免許等を受けることができる者)、第33条(免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2(免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2の2(免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2の3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第33条の5の2(仮運転免許の拒否の基準)、第33条の5の3(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第34条(受験資格の特例)、第34条の2(受験資格の特例)
審査基準	病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙1のとおり 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり
標準処理期間	申請の当日中
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター及び一部の警察署(岡山中央警察署、岡山西警察署、備前警察署、瀬戸内警察署、玉野警察署、玉島警察署、笠岡警察署、高梁警察署、新見警察署、真庭警察署及び美作警察署)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。) 運転免許センター以外の申請先は仮免許に係る申請に限る。

問 合 せ 先	交通部運転管理課行政処分係又は交通部運転免許課試験係
------------------	----------------------------

別紙 1

[別紙参照]

別紙 2

[別紙参照]